

陳情第105号	受理年月日	平成27年8月31日
付託委員会	議会運営委員会	
陳情者	八幡西区鳴水町5-17 安部 和治	
件名	陳情の付託手続の改善について	
要旨		
<p>委員会で陳情についての議員の質問がその内容とかみ合わなかったり、不十分な追及で終わるといった場面が多々見られるが、これは、議事課が文書表を作成し、議会に付託して初めて議員が陳情があったことを知ることや、付託される文書表が、陳情者がそれなりの時間と費用を費やして調査検討した内容を議事課の職員が少ない文字数で表現することから、およそ陳情者の意思や迫力が伝わらない文書表が作成され、陳情内容が十分議員に伝わらないことによるものと推察する。</p> <p>議員の陳情に対する調査時間を長く確保すれば、議員全員の意識が高揚し、的を絞った質問ができる。ひいては委員会の効率化と実効性を高めることができ、審議未了の件数を少なくすることができるかと確信する。</p> <p>については、陳情の付託手順を次のように改めていただきたい。</p>		
記		
1 陳情者が陳情書を議事課職員に提示して説明し、相互で確認した後、職員が陳情書を受理する。		
2 事務局は、陳情書を受理した後、これを即時に議会に付託し、議会の各会派が付託された陳情書そのものをいつでもコピーをとることができるようにする。		
3 事務局は、上記2と同時に文書表を作成し、議員及び陳情者に配付する。		